【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【 発 行 日 】 平 成 28 年 10 月 13 日 (2016, 10, 13)

【公開番号】特開2016-87207(P2016-87207A)

【公開日】平成28年5月23日(2016.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-031

【出願番号】特願2014-226827(P2014-226827)

【国際特許分類】

Α	6	3	F	7/02	(20	06	. 0	11)
Α	6	3	F	5/04	(20	06	. 0	1)
F]								
Α	6	3	F	7/02	3	2	0	
Α	6	3	F	7/02	3	3	4	
Α	6	3	F	5/04	5	1	2	Ζ

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月29日(2016.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一の表示を表示可能な表示手段と、

第一の動作を実行可能な可動手段と、

備えた遊技台であって、

<u>前記</u>第一の表示<u>が表示されることで或る</u>エラーに関する<u>報知(以下、「第一の報知」と</u>いう。)が行われるように構成されており、

前記第一の動作が実行されることで遊技に関する情報の報知(以下、「第二の報知」という。)が行われるように構成されており、

<u>前記可動手段における前記第一の動作により</u>前記第一の表示の少なくとも一部<u>がオーバ</u>ーラップされる、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技台であって、

前記或るエラーとは、皿満タンエラーのことであり、

前記第一の表示は、遊技者に球抜き操作を促す表示であり、

前記第一の表示が表示されていたとしても遊技を継続可能に構成されている、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項3】

請求項2に記載の遊技台であって、

前記或るエラー<u>が解除されたことに応じて前記第一の表示が消去されるように構成され</u>ており、

前記第一の動作が終了した後で、前記第一の報知が行われている場合がある、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項4】

請求項1乃至請求項3のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記第一の表示は、前記表示手段における或る表示領域に表示され、前記第一の動作は

<u>、前記可動手段が前記或る表示領域の少なくとも一部の前側に位置する動作を含む動作で</u>ある、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項5】

請求項1乃至請求項4のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記第一の動作は、大当りとなる図柄変動表示または大当り中に行われる、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項6】

請求項1乃至請求項5のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記可動手段は、他の表示装置である、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項7】

請求項1乃至請求項6のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記第二の報知は、該第二の報知が行われない場合よりも行われた場合の方が遊技者に有利となる報知である、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項8】

請求項1乃至請求項7のいずれか一項に記載の遊技台であって、

遊技者が操作不能な位置に設けられた操作手段を備え、

複数のエラーに関する報知を実行可能であり、

<u>複数のエラーのうちの</u>第一の<u>エラーは、前記操作手段が操作された場合に解除可能なエ</u>ラーであり、

前記複数のエラーのうちの第二のエラーは前記或るエラーである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項9】

請求項8に記載の遊技台であって、

前記可動手段は、前記第一のエラーが発生した場合に、前記操作手段を操作するまでは前記第二の報知を実行しない手段である、

ことを特徴とする遊技台。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0005]

本発明に係る遊技台は、<u>第一の表示を</u>表示可能な表示手段<u>と、第一の動作を実行可能な可動手段と、</u>備えた遊技台であって、<u>前記</u>第一の表示<u>が表示されることで或る</u>エラーに関する報知(以下、「第一の報知」という。)が行われるように構成されており、前記第一の動作が実行されることで遊技に関する情報の報知(以下、「第二の報知」という。)が行われるように構成されており、前記可動手段における前記第一の動作により前記第一の表示の少なくとも一部がオーバーラップされる、ことを特徴とする遊技台である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0859

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0859]

また、第一の期間、第二の期間、第三の期間は、図柄変動表示や大当り遊技中の期間以外にも図柄変動停止表示中、デモ中、オリジナルモード設定中など実施例に記載される全ての期間が適用され、その期間に第一の表示や第二の表示が表示される構成であればよい

۰

また、本実施形態に係る遊技台(例えば、ぱちんこ機100)は、第一の表示(例えば、図31(e)、図36(a)に示すエラー表示E)を表示可能な表示手段(例えば、装飾図柄表示装置208)と、第一の動作(例えば、予め定められた範囲内の移動(上昇および下降などの動作))を実行可能な可動手段(例えば、図36に示すサブ表示装置2085)と、備えた遊技台であって、前記第一の表示が表示されることで或るエラー(例えば、下皿満タンエラーや球つまりエラーなど)に関する報知(以下、「第一の報知」という。)が行われるように構成されており、前記第一の動作が実行されることで遊技に関する情報(例えば、普図Bの当選)の報知(以下、「第二の報知」という。)が行われるように構成されており、前記可動手段における前記第一の動作により前記第一の表示の少なくとも一部がオーバーラップされる、ことを特徴とする遊技台である。

また、前記或るエラーとは、皿満タンエラー(例えば、図31(e)に示す下皿満タンエラー)のことであり、前記第一の表示は、遊技者に球抜き操作を促す表示であり、前記第一の表示が表示されていたとしても遊技を継続可能に構成されている、ものであってもよい。

また、前記或るエラーが解除されたことに応じて前記第一の表示が消去されるように構成されており、前記第一の動作が終了した後で、前記第一のエラーが表示されている場合があってもよい。

また、前記第一の表示は、前記表示手段における或る表示領域(例えば、図31(c) に示すエラー情報報知領域208h)に表示され、前記第一の動作は、前記可動手段が前 記或る表示領域の少なくとも一部の前側に位置する動作を含む動作であってもよい。

また、前記第一の動作は、大当りとなる図柄変動表示または大当り中に行われる、もの であってもよい。

また、前記可動手段は、他の表示装置(例えば、図36に示すサブ表示装置208S) であってもよい。

また、前記第二の報知は、該第二の報知が行われない場合よりも行われた場合の方が遊 技者に有利となる報知であってもよい。

また、遊技者が操作不能な位置に設けられた操作手段(例えば、エラー解除スイッチ 1 6 8)を備え、複数のエラーに関する報知を実行可能であり、複数のエラーのうちの第一のエラー(例えば、払出個数スイッチエラー、不正払出エラー、払出超過エラーなど)は、前記操作手段が操作された場合に解除可能なエラーであり、前記複数のエラーのうちの第二のエラーは前記或るエラーであってもよい。

また、前記可動手段は、前記第一のエラーが発生した場合に、前記操作手段を操作する までは前記第二の報知を実行しない手段であってもよい。